

広島市告示第464号
令和7年9月30日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

事業者	事業所		廃止年月日	サービスの種類
名称	名称	所在地		
株式会社Bee-Hive	訪問介護事業所Bee-Hive広島支店	広島市南区東雲本町二丁目18番17号	令和7年9月30日	訪問介護